

議案第155号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市戸籍等事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～5 [略] <u>（電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例）</u>	附 則 1～5 [略]
6 <u>さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第 号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下「端末機」という。）に</u>	

よる交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から100円を減じた額とする。

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項並びに第126条の規定による戸籍に関する事務 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円（ <u>端末機により交付（端末機で交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。次項及び第6項において同じ。）を受ける場合については、1通につき350円</u> ）
(2)～(6) [略]	[略]
2 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍の附票若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき 300円（ <u>端末機により交付を受ける場合については、1件につき200円</u> ）
3～5 [略]	
6 印鑑登録に関する	1件につき 300

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の額
1 法第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項並びに第126条の規定による戸籍に関する事務 (1) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円
(2)～(6) [略]	[略]
2 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍の附票若しくは戸籍の附票の除票の写しの交付	1件につき 300円（ <u>さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下「端末機」という。）により交付を受ける場合については、1件につき200円</u> ）
3～5 [略]	
6 印鑑登録に関する	1件につき 300

証明	円（ <u>証明書</u> を端末機により交付を受ける場合については、1件につき200円）	証明	円（端末機により <u>証明書</u> の交付を受ける場合については、1件につき200円）
7・8	[略]	7・8	[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市戸籍等関係事務手数料条例附則第6項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。